

令和4年度

川西市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

川西市監査委員

令和5年9月5日

川西市長 越田 謙治郎 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 向山 愛子

川西市監査委員 田中 麻未

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおりその意見を提出します。

目 次

第 1	審査の基準	1
第 2	審査の種類	1
第 3	審査の対象	1
第 4	審査の着眼点及び主な実施内容	1
第 5	審査の実施場所及び日程	1
第 6	審査の結果	1
I	健全化判断比率及び資金不足比率の概要	3
1	健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要	3
2	健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計	4
3	財政規模（健全化判断比率の分母）	5
II	健全化判断比率の状況	6
1	実質赤字比率	6
2	連結実質赤字比率	7
3	実質公債費比率（3か年平均）	9
4	将来負担比率	12
III	資金不足比率の状況	15
1	資金不足比率（公営企業ごとに算定）	15
参考資料		
	阪神7市における比率の推移について	17

（表示の方法）

- 文中の金額は原則として万円単位で表示し、表示単位未満は切り捨てた。
- 表中の金額は原則として千円単位で表示し、表示単位未満は四捨五入した。したがって、合計と内訳の計、差引が一致しない場合がある。
- 各比率の計数は表示単位未満を四捨五入した。したがって、合計と内訳の計、差引が一致しない場合がある。
なお、健全化判断比率及び資金不足比率については国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。
- 文中で用いるポイントは、パーセント又は指数の差引数値である。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の基準

川西市監査基準に準拠して実施した。

第2 審査の種類

健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

第3 審査の対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査に当たっては、各財政指標が法令等に規定する方法に基づいて適正に算定されているか、また、財政指標の算定基礎となる書類等が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係諸帳簿及び証ひょう書類の抽出照査、関係職員からの説明の聴取等を行った。

第5 審査の実施場所及び日程

場所：監査委員室、監査委員事務局及び監査対象部局

日程：令和5年7月14日から同年8月31日まで

第6 審査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、審査に付された次頁の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定はおおむね適正であるものと認めた。

健全化判断比率・資金不足比率 年度比較表

(単位:%)

比率の名称	2年度	3年度 ※3		4年度(a)	増減 ※4 (ポイント)		早期健全化基準	財政再生基準
		公表分(b)	補正分(c)		公表分 (a)-(b)	補正分 (a)-(c)		
健全化判断比率								
実質赤字比率 ※1	—	—	—	—	—	—	※2 11.69	20.00
連結実質赤字比率 ※1	—	—	—	—	—	—	※2 16.69	30.00
実質公債費比率	9.3	8.3	8.4	7.8	△ 0.5	△ 0.6	25.0	35.0
将来負担比率	101.4	91.2	89.2	91.6	0.4	2.4	350.0	
資金不足比率 ※1							経営健全化基準	
水道事業会計	—	—	—	—	—	—	20.0	
下水道事業会計	—	—	—	—	—	—		
病院事業会計	8.9	3.5	3.5	—	—	—		

※1 比率が算定されない場合は、「—」で表示している。

※2 財政規模に応じて毎年度算定が必要なため、4年度の基準を記載している。

※3 健全化判断比率について、財政課が4年度算定時において算定方法を一部変更している。それに伴い3年度の数値についても同様の算定方法を用い、監査委員において補正した数値(補正分)を記載しているため、3年度の公表数値(公表分)とは異なっている。

※4 4年度の比率と、3年度の公表分と補正分それぞれの比率を比較している。

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率では、実質赤字額は生じていない。
- (2) 実質公債費比率は7.8%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。
- (3) 将来負担比率は91.6%で、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

2 資金不足比率

水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計では、資金不足額は生じていない。

I 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率（同法第2条：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（同法第22条）の算定概要は、次表のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

比率の名称	比率の計算式	早期健全化基準
		財政再生基準
健全化判断比率		
実質赤字比率	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)}}$	財政規模に応じ 11.25～15% (4年度当市11.69%)
		20%
連結実質赤字比率	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)}}$	財政規模に応じ 16.25～20% (4年度当市16.69%)
		30%
実質公債費比率 (3か年平均)	$\frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$	25%
		35%
将来負担比率	$\frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$	350%
		—
資金不足比率 (各企業ごとに算定)	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}}$	(経営健全化基準) 20%
		—

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準あるいは財政再生基準以上の場合には、財政健全化計画あるいは財政再生計画を定めなければならない（将来負担比率のみ財政再生基準は設けられていない）。

また、地方公共団体が経営する公営企業についても、各公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

2 健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

当市における健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、次表のとおりである。

健全化判断比率等の対象会計

法令等の区分		当市の該当会計				
一般会計等	一般会計	一般会計	実質赤字比率	↑	↑	↑
	一般会計等に属する特別会計	用地先行取得事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計		↑	↑	↑
		後期高齢者医療事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計		↑	↑	↑
		下水道事業会計				
		病院事業会計				
一部事務組合・広域連合		猪名川上流広域ごみ処理施設組合		↑	↑	↑
		丹波少年自然の家事務組合				
		兵庫県後期高齢者医療広域連合				
		兵庫県市町村職員退職手当組合				
地方公社・第三セクター等※		川西市土地開発公社		↑	↑	↑
		一般財団法人川西市まちづくり公社				
		川西都市開発株式会社				
		公益財団法人阪神北広域救急医療財団				
		社会福祉法人阪神福祉事業団				

※ 団体名は、令和5年3月末現在の名称で記載している。

3 財政規模（健全化判断比率の分母）

健全化判断比率では、各地方公共団体の財政規模を比較する数値として標準財政規模〔地方財政法第5条の3第4項第1号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（臨時財政対策債発行可能額を含む）〕が採用されており、各比率の分母（実質公債費比率及び将来負担比率は、この額からそれぞれ元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額）となっている。

標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）の年度別推移は、次表のとおりである。

標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）の年度別推移

（単位：千円、％）

区 分	2年度	3年度(b)	4年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
(1) 標準財政規模	29,862,414	30,643,127	31,919,730	1,276,603	4.2
標準税収入額等	22,443,275	21,655,240	22,280,219	624,979	2.9
普通交付税	7,419,139	8,987,887	9,639,511	651,624	7.3
(2) 臨時財政対策債発行可能額	1,972,073	2,637,601	745,774	△ 1,891,827	△ 71.7
合 計	31,834,487	33,280,728	32,665,504	△ 615,224	△ 1.8

当年度の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）は326億6,550万円で、前年度に比べ6億1,522万円（1.8％）減少している。

これは主に、標準税収入額等が6億2,497万円、普通交付税6億5,162万円それぞれ増加したものの、臨時財政対策債発行可能額が18億9,182万円減少したためである。

(1) 標準財政規模

標準財政規模は、その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標である。地方公共団体の財政規模を比較するに当たっては、国庫補助金や地方債等の特定財源が含まれており単純に比較することが難しいため、これらの特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当であるとして地方公共団体の財政の健全化に関する法律において採用されている。

(2) 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているもので、その元利償還金について後年度に交付税措置されるとされている。

II 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率の概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する比率であり、令和4年度当市の場合、早期健全化基準は11.69%、財政再生基準は20%である。なお、当市における一般会計等の対象会計は、一般会計、用地先行取得事業特別会計である。

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ \text{(臨時財政対策債発行可能額を含む)}$$

$$\text{※ 実質赤字額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

(2) 実質赤字比率の状況

実質赤字比率の年度別推移は、次表のとおりである。

実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区 分	2年度	3年度(b)	4年度(a)	増 減(a)-(b)	増減率
一般会計等の実質収支額 (△実質赤字額) (A)	756,274	1,359,579	531,592	△ 827,987	△ 60.9
標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む) (B)	31,834,487	33,280,728	32,665,504	△ 615,224	△ 1.8
実質赤字比率 (A)/(B)	—	—	—		
参考(黒字比率)(※1)	(2.37%)	(4.08%)	(1.62%)	(△ 2.46ポイント)	

※1 実質赤字額がない場合、実質赤字比率は「—」で表示される。

当年度の一般会計等では実質赤字額が生じておらず、比率は算定されていない。

実質収支額は5億3,159万円の黒字であり、前年度に比べ8億2,798万円(60.9%)減少している。なお、黒字比率としては1.62%となり、前年度に比べ2.46ポイント低下している。

4年度決算における各会計別の実質収支額の状況は、次表のとおりである。

一般会計等の実質収支額の状況(令和4年度決算)

(単位:千円)

会 計	歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a)-(b)	翌年度へ繰り 越すべき財源(d)(※1)	実質収支額 (c)-(d)
一 般 会 計	61,599,110	60,863,972	735,138	135,847	599,291
用地先行取得事業特別会計	494,394	562,006	△ 67,612	87	△ 67,699
合 計	62,093,504	61,425,978	667,526	135,934	531,592

-会計間の重複額を控除した純計額で表示している。

※1 翌年度へ繰り越すべき財源 = ①継続費+②繰越明許費+③事故繰越額+④事業繰越額+⑤支払繰延額
- ①～⑤に係る未収入特定財源

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率の概要

連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率であり、当比率は、地方公共団体が設けている各会計を網羅するフロー指標である。令和4年度当市の場合、早期健全化基準は16.69%（各団体の財政規模に応じて毎年度算定）、財政再生基準30%である。当市における対象会計は、一般会計、特別会計（4会計）及び公営企業会計（3会計）である。

なお、公営企業会計では、一般会計等という実質赤字の類似概念として資金不足額を採用しており、この資金不足額は、地方公営企業法適用企業の場合、基本的に流動負債の額が流動資産の額を超える場合において、その超える額と定義される。

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ \text{(臨時財政対策債発行可能額を含む)}$$

(2) 連結実質赤字比率の状況

全会計の実質赤字額（資金不足額）を合計した連結実質赤字比率の年度別推移は、次表のとおりである。

連結実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区 分	2年度	3年度(b)	4年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
一般会計等(実質収支額) (A)	756,274	1,359,579	531,592	△ 827,987	△ 60.9
一般会計	756,274	1,359,579	531,592	△ 827,987	△ 60.9
用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	-
ア 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計(実質収支額) (B)	400,648	504,460	428,481	△ 75,979	△ 15.1
国民健康保険事業特別会計	46,362	90,455	165,228	74,773	82.7
後期高齢者医療事業特別会計	93,755	99,150	97,563	△ 1,587	△ 1.6
介護保険事業特別会計	260,531	314,855	165,690	△ 149,165	△ 47.4
イ 公営企業会計(資金剰余額・△資金不足額) (C)	6,898,167	7,453,496	9,299,318	1,845,822	24.8
法適用 水道事業会計	4,759,928	5,146,280	5,139,274	△ 7,006	△ 0.1
" 下水道事業会計	2,453,616	2,435,123	2,474,992	39,869	1.6
" 病院事業会計	△ 315,377	△ 127,907	1,685,052	1,812,959	-
合 計 (A)+(B)+(C)=(D)	8,055,089	9,317,535	10,259,391	941,856	10.1
標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) (E)	31,834,487	33,280,728	32,665,504	△ 615,224	△ 1.8
連結実質赤字比率 (D)÷(E) 参考(黒字比率)(※)	- (25.30%)	- (27.99%)	- (31.40%)	(3.41ポイント)	

※ 連結実質赤字額がない場合、連結実質赤字比率は「-」で表示される。

※ この表中の金額は、財政課が作成した健全化判断比率の算定基礎資料を転記している。

当年度の当市全会計における実質収支額及び資金剰余額（又は資金不足額）の合計額は、102億5,939万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていない。連結実質黒字額は、前年度に比べ9億4,185万円（10.1%）増加しているが、これは主に、一般会計で8億2,798万円、特別会計の介護保険事業1億4,916万円それぞれ減少しているものの、公営企業会計の病院事業会計で18億1,295万円増加（公営企業会計における資金剰余額・資金不足額の詳細は、15頁「資金不足比率」参照）したためである。この結果、黒字比率としては31.40%となり、前年度に比べ3.41ポイント上昇している。

なお、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業の特別会計については、制度的に翌年度に精算行為が行われるが、実質収支額はそれらの精算行為を加味せず、あくまでも当該年度末における収支の状況を算定しているものである。

実質赤字比率で算定した一般会計、用地先行取得事業特別会計以外の4年度決算における各特別会計別の実質収支額は、次表のとおりである。

特別会計(一般会計等以外)の実質収支額(令和4年度決算)

(単位:千円)

会 計	歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a)-(b)	翌年度へ繰り 越すべき財源 (d)	実質収支額 (c)-(d)
国民健康保険事業	14,995,731	14,830,503	165,228	0	165,228
後期高齢者医療事業	3,602,870	3,505,307	97,563	0	97,563
介護保険事業	15,105,859	14,939,454	166,405	715	165,690
合 計	33,704,460	33,275,264	429,196	715	428,481

※ この表中の金額は、財政課が作成した健全化判断比率の算定基礎資料を転記している。

3 実質公債費比率（3か年平均）

(1) 実質公債費比率の概要

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%である。

また、当比率は、地方財政法上、地方債協議・許可制度において許可を要する団体への移行基準として用いられており、18%以上になると地方債許可団体に移行することとなる。

【計算式】

$$\begin{array}{l}
 \text{実質公債費比率} \\
 \text{(3か年平均)} \\
 = \\
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{(A)} \\
 \text{地方債の元利償還金} \\
 \text{(繰上償還額等を除く)} \\
 + \\
 \text{(B)} \\
 \text{準元利償還金} \\
 \text{(※1)} \\
 - \\
 \left[\begin{array}{l}
 \text{(C)} \\
 \text{特定財源} \\
 \text{(※2)} \\
 + \\
 \text{(D)} \\
 \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準} \\
 \text{財政需要額算入額} \\
 \text{(※3)}
 \end{array} \right]
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{(E)} \\
 \text{標準財政規模} \\
 \text{(臨時財政対策債発行可能額を含む)} \\
 \text{(※4)} \\
 - \\
 \text{(D)} \\
 \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準} \\
 \text{財政需要額算入額} \\
 \text{(※3)}
 \end{array}
 }
 \end{array}$$

※ 1 (B) 準元利償還金 [ア～オまでの合計額]

ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額及び減債基金積立不足額を考慮して算定した額

イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ウ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

オ 一時借入金の利子

※ 2 (C) 特定財源

国や都道府県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税（令和3年度は算定に当たり、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金のうち、都市計画税分が算入されている）、その他

※ 3 (D) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費、災害復旧費等に係る基準財政需要額、密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金

※ 4 (E) 標準財政規模 5 ページ参照

(2) 実質公債費比率の状況

実質公債費比率（3か年平均）の年度別推移は、次表のとおりである。

実質公債費比率の年度別推移

比 率	2年度	3年度 ※1		4年度(a)	増減 ※2	
		公表分(b)	補正分(c)		公表分 (a)-(b)	補正分 (a)-(c)
実質公債費比率(3か年平均)	9.3	8.3	8.4	7.8	△0.5ポイント	△0.6ポイント

※1 財政課が4年度算定時において算定方法を一部変更している。それに伴い3年度の数値についても同様の算定方法を用い、監査委員において補正した数値(補正分)を記載しているため、3年度の公表数値(公表分)とは異なっている。

※2 4年度の比率と、3年度の公表分と補正分それぞれの比率を比較している。

【4年度決算の状況（2年度～4年度までの3か年平均）】

	(A) 元利償還金 (繰上償還額等 を除く)	(B) 準元利償還金	(C) 元利償還金・準元 利償還金に充てら れる特定財源	(D) 元利償還金・準元 利償還金に係る 基準財政需要額 算入額	
2年度	5,714,874	2,646,091	1,968,845	4,147,957	2,244,163
3年度	6,123,909	2,394,333	2,141,246 ※1	4,253,080	2,123,916 ※1
4年度	6,103,297	2,338,603	2,028,831	4,133,105	2,279,964
4平均	5,980,693	2,459,676	2,046,307	4,178,047	2,216,014
3平均	5,906,160	2,628,912	2,050,115 ※3	4,154,598	2,330,359 ※3
増減 (4平均-3平均)	74,533	△ 169,236	△ 3,808	23,449	△ 114,345
増減率	1.3%	△ 6.4%	△ 0.2%	0.6%	△ 4.9%

	(E) 標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	(D) 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	
2年度	31,834,487	4,147,957	27,686,530
3年度	33,280,728	4,253,080	29,027,648
4年度	32,665,504	4,133,105	28,532,399
4平均	32,593,573	4,178,047	28,415,526
3平均	31,974,184	4,154,598	27,819,586
増減 (4平均-3平均)	619,389	23,449	595,940
増減率	1.9%	0.6%	2.1%

	実質公債費 比率 (3か年平均)	
	7.8%	
2年度	8.10561	
3年度	7.31687 ※2	
4年度	7.99079	
4平均	7.8	(%)
3平均	8.4 ※3	(%)
増減 (4平均-3平均)	△ 0.6	(P)

※1 財政課が4年度算定時に、3年度の(C)の一部を補正している。

※2 単年度比率：財政課が4年度算定時に、3年度を補正している。

※3 3平均(元～3年度の平均)は、補正後の数値である。10Pの増減及び増減率、11Pの対前年度(3年度)比較は、この補正後の平均で比較している。

当年度の実質公債費比率（3か年平均）は7.8%（早期健全化基準25%）で、前年度算定に比べ0.6ポイント低下（改善）している。これは主に、分母において、標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）の増により、控除額を差し引いた分母全体の額が5億9,594万円（2.1%）増加したことに加え、分子において、元利償還金で7,453万円（1.3%）増加したものの、準元利償還金で1億6,923万円（6.4%）減少し、控除額となる元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額で2,344万円（0.6%）増加したことにより、分子全体の実質的な公債費の額が1億1,434万円（4.9%）減少したためである。

分子の元利償還金の増は、主に一般会計の償還に係るものが増加したことによるものである。また、準元利償還金の減は、主に公債費に準ずる債務負担行為に係るもの（PFI事業に係る債務負担行為に係るもの等）及び一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金（猪名川上流広域ごみ処理施設組合に対する負担金等）の減少によるものである。

なお、単年度比率は7.9%（小数点第2位以下切捨て）で、前年度に比べ0.6ポイント上昇（悪化）している。これは主に、分母において、標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）の減少により控除額を差し引いた分母全体の額が4億9,524万円（1.7%）減少したことに加え、分子において、控除額である特定財源で1億1,241万円（5.2%）、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額で1億1,997万円（2.8%）それぞれ減少したことにより、分子全体の実質的な公債費の額が1億5,604万円（7.3%）増加したためである。

当比率（3か年平均）については、市中期財政運営プランにおいて、令和9年度に7.1%まで低下するとしているが、阪神間各市と比較しても高い水準で推移していることから今後もその動きについて十分注視する必要がある。

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率の概要

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準は350%である。

赤字比率・実質公債費比率は、フローベースの財政負担を表す指標であるが、当比率は残高（ストック）ベースでの財政負担を表す指標である。

【計算式】

	(A) 将来負担額 (※1)	-	(B) 充当可能財源等 (充当可能基金額+特定財源見込額+ 地方債現在高等に係る基準財政需要 額算入見込額) (※2)	
将来負担比率	=			
	(C) 標準財政規模 (臨時財政対策債発行可 可能額を含む) (※3)	-	(D) 元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額 〔実質公債費比率(D)と同じ額〕 (※4)	

※1 (A) 将来負担額 [ア～キまでの合計額]

- ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
- カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額
- キ 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額

※2 (B) 充当可能財源等 [ア～ウまでの合計額]

- ア 地方債の償還額等に充当可能な基金
- イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入 [地方債を財源とする貸付金の償還金、公営住宅の賃貸料、都市計画税の収入額 (算定に用いた令和3年度の都市計画税の収入額には、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金のうち、都市計画税分が算入されている) 等]
- ウ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

※3 (C) 標準財政規模

5 ページ参照

※4 (D) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

9～10 ページ参照

(2) 将来負担比率の状況

将来負担比率の年度別推移は、次表のとおりである。

将来負担比率の年度別推移

(単位: %)

比率	2年度	3年度※1		4年度(a)	増減※2	
		公表分(b)	補正分(c)		公表分(a)-(b)	補正分(a)-(c)
将来負担比率	101.4	91.2	89.2	91.6	0.4ポイント	2.4ポイント

※1 財政課が4年度算定時において算定方法を一部変更している。それに伴い3年度の数値についても同様の算定方法を用い、監査委員において補正した数値(補正分)を記載しているため、3年度の公表数値(公表分)とは異なっている。

※2 4年度の比率と、3年度の公表分と補正分それぞれの比率を比較している。

【令和4年度決算の状況】

将来負担額 (A)		充当可能財源等 (B)		(A) - (B)		将来負担比率
106,743,501	80,589,855	26,153,646			91.6%	
標準財政規模 (C) (臨時財政対策債発行可能額を含む) (5ページ参照)		元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(D) (9～10ページ参照)		(C) - (D)		
32,665,504	4,133,105	28,532,399				

【(A)将来負担額】

(単位: 千円)

年度	地方債の現在高	債務負担行為に基づく 支出予定額	公営企業債等繰入 見込額	組合負担等 見込額	退職手当負担 見込額	設立法人の負債 額等負担見込額	将来負担額 合計(A)
2年度	73,047,423	12,494,782	11,179,520	1,125,864	7,725,244	116,929	105,689,762
3年度	72,982,529	11,779,771	13,042,485	506,435	7,346,637	107,031	105,764,888
4年度	72,019,968	11,530,579	15,924,696	128,861	7,074,380	65,017	106,743,501
増減※2	△ 962,561	△ 249,192	2,882,211	△ 377,574	△ 272,257	△ 42,014	978,613
増減率※2	△1.3%	△2.1%	22.1%	△74.6%	△3.7%	△39.3%	0.9%

【(B)充当可能財源等】

年度	充当可能基金	充当可能特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要 額算入見込額	充当可能財源等 合計(B)
2年度	8,747,442	15,885,389	13,291,880	52,981,986	77,614,817
3年度	9,787,679	15,934,479 ※1	13,188,947 ※1	54,144,602	79,866,760 ※1
4年度	10,032,918	16,086,566	13,268,381	54,470,371	80,589,855
増減※2	245,239	152,087	79,434	325,769	723,095
増減率※2	2.5%	1.0%	0.6%	0.6%	0.9%

【(A)将来負担額 - (B)充当可能財源等】

年度	将来負担額 合計(A)	充当可能財源等 合計(B)	差引 (A)-(B)
2年度	105,689,762	77,614,817	28,074,945
3年度	105,764,888	79,866,760 ※1	25,898,128 ※1
4年度	106,743,501	80,589,855	26,153,646
増減※2	978,613	723,095	255,518
増減率※2	0.9%	0.9%	1.0%

※1 財政課が4年度算定時において算定方法を一部変更している。

14Pの対前年度(3年度)比較は、この補正後の数値で比較している。

※2 増減は「4年度-3年度」、増減率は「[(4年度-3年度)/3年度]×100」で算出している。

当年度の将来負担比率は91.6%（早期健全化基準350%）で、前年度に比べ2.4ポイント上昇（悪化）している。これは主に、分母において、標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）の減により、控除額を差し引いた分母全体の額が4億9,524万円（1.7%）減少したことに加え、分子において、控除額となる充当可能財源等が7億2,309万円（0.9%）増加したものの、将来負担額で9億7,861万円（0.9%）増加したことにより、分子全体（将来負担額－充当可能財源等）の額が2億5,551万円（1.0%）増加したためである。

当比率の計算式に示されている「（A）将来負担額」及び「（B）充当可能財源等」の概要は、次のとおりである。

(3) （A）将来負担額〔1,067億4,350万円〕

当比率の算定における「（A）将来負担額」は1,067億4,350万円で、前年度に比べ9億7,861万円（0.9%）増加している。これは主に、地方債の現在高が9億6,256万円（1.3%）、組合負担等見込額が3億7,757万円（74.6%）、退職手当負担見込額が2億7,225万円（3.7%）、債務負担行為に基づく支出予定額が2億4,919万円（2.1%）それぞれ減少したものの、公営企業債等繰入見込額が28億8,221万円（22.1%）増加したためである。

地方債現在高は720億1,996万円で、前年度に比べ、一般会計で64億5,640万円増加したものの、旧中央北地区土地区画整理事業特別会計分で69億9,669万円皆減及び用地先行取得事業特別会計で4億2,227万円減少している。

(4) （B）充当可能財源等〔805億8,985万円〕

「（B）充当可能財源等」は805億8,985万円で、前年度に比べ7億2,309万円（0.9%）増加している。これは、基準財政需要額算入見込額が3億2,576万円（0.6%）、充当可能基金が2億4,523万円（2.5%）、充当可能特定歳入が1億5,208万円（1.0%）それぞれ増加したためである。

基準財政需要額算入見込額は544億7,037万円で、主なものは、公債費396億6,748万円及び保健衛生費88億7,900万円である。

当年度の将来負担比率の分子を構成する将来負担額について、地方債の現在高や組合負担等見込額が減少したものの、病院事業において市立総合医療センター建設のための企業債を発行した結果、企業債の償還に充てるための一般会計からの繰入見込額が増加したことにより、将来負担額の合計は増加している。一方で、将来負担額から控除すべき充当可能財源等について、基準財政需要額算入見込額が増加したことなどにより、充当可能財源等の合計も増加している。充当可能財源等の増加よりも将来負担額の増加が大きいため、分子全体の額が増加した。

Ⅲ 資金不足比率の状況

1 資金不足比率（公営企業ごとに算定）

(1) 資金不足比率の概要

資金不足比率は、各公営企業ごとに算定した資金の不足額の事業の規模に対する比率である。当比率において使用する資金の不足額は、地方公営企業法適用企業においては、基本的に流動負債等が流動資産等を超える場合、その超える額としている。

【計算式】

$$\begin{aligned} \text{資金不足比率} &= \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \\ \text{資金の不足額} &= \text{【流動負債の額 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - PFI建設事業費等】} \\ &\quad + \text{算入地方債の現在高} \\ &\quad - \text{【流動資産の額 - 控除財源 - 控除額】} \quad (\text{一 解消可能資金不足額}) \\ \text{事業の規模} &= \text{営業収益の額} + \text{指定管理者の利用料金収入の額} - \text{受託工事収益の額} \end{aligned}$$

〔公営企業会計〕

資金剰余額・資金不足額（令和4年度決算）

（単位：千円）

会計	流動資産等 （※1） (a)	流動負債等 （※2） (b)	算入地方債の 現在高 （※3） (c)	資金剰余額 （△資金不足額） (d)=(a)-(b)-(c)	解消可能 資金不足額 （※4） (e)	資金剰余額 （解消可能資金不足額を 加味した△資金不足額） (f)=(d)-(e)
水道事業	5,649,537	510,263	0	5,139,274	0	5,139,274
下水道事業	2,742,781	267,789	0	2,474,992	0	2,474,992
病院事業	1,798,015	112,963	0	1,685,052	0	1,685,052
合計	10,190,333	891,015	0	9,299,318	0	9,299,318

事業の規模（令和4年度決算）

（単位：千円）

区分	営業収益 (g)	指定管理者 利用料金収入 (h)	受託工事収益 (i)	事業の規模 (j)=(g)+(h)-(i)
水道事業	2,890,277	0	12,703	2,877,574
下水道事業	2,314,104	0	44,354	2,269,750
病院事業	159,465	6,010,398	0	6,169,863
合計	5,363,846	6,010,398	57,057	11,317,187

資金不足比率
-
-
-

各公営企業会計の決算書を基に決算統計の数字を用いて算定している。

※ 1 流動資産等

流動資産の額 - 控除財源 - 控除額

※ 2 流動負債等

流動負債の額 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - PFI建設事業費等

※ 3 算入地方債の現在高

建設改良費・準建設改良費（地方債に関する省令第12条及び附則第8条に規定するもの）以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当年度決算における残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

※ 4 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

(2) 資金不足比率の状況

公営企業会計（水道、下水道及び病院事業会計で、いずれも地方公営企業法適用企業）における資金不足比率の年度別推移は、次表のとおりである。

資金不足比率の年度別推移

(単位:千円)

区 分	会計名	2年度	3年度(B)	4年度(A)	増減(A)-(B)
資金不足比率(※) (資金不足額/事業の規模) 経営健全化基準20.0%	水道事業	—	—	—	—
	下水道事業	—	—	—	—
	病院事業	8.9%	3.5%	—	—
資金剰余額 (△資金不足額)	水道事業	4,759,928	5,146,280	5,139,274	△ 7,006
	下水道事業	2,453,616	2,435,123	2,474,992	39,869
	病院事業	△ 315,377	△ 127,907	1,685,052	1,812,959
事業の規模	水道事業	2,375,367	2,938,619	2,877,574	△ 61,045
	下水道事業	2,333,000	2,305,028	2,269,750	△ 35,278
	病院事業	3,530,554	3,643,650	6,169,863	2,526,213

※ 資金不足額を正の値として算定し、資金剰余額が生じている場合「-」で表示している。

公営企業3会計のうち、水道事業で51億3,927万円、下水道事業で24億7,499万円及び病院事業で16億8,505万円の資金剰余額が生じている。

過年度より資金不足額（分子）が生じていた病院事業は当年度に資金不足額が生じなかったため、資金不足比率（事業の規模に対する資金不足額の割合）は算定されていない。

なお、令和元年度より市立川西病院では指定管理者制度を導入したため、元年度以降の病院事業における事業の規模（分母）には、国が定める算定方法の特例により、指定管理者利用料金収入の額を加えることとなっている。

当年度の病院事業において資金不足額が生じなかったのは、流動負債等では一時借入金の減（12億3,901万円）、未払金の減（2億7,985万円）等により対前年度15億3,523万円減少したことに加え、流動資産等では、未収金の増（3億1,243万円）等により対前年度2億7,772万円増加したことによるものである。

4年9月1日から開院した市立総合医療センターは平均入院患者数も平均外来患者数も4年8月までの市立川西病院に比べて大幅に伸びている。今後も引き続き指定管理者による管理運営が適切に行われているかをモニタリングするとともに、市からの長期借入金25億9,270万円（当年度末現在）の計画的な返済に向けて予算確保に努められたい。

参考資料

阪神7市における比率の推移について

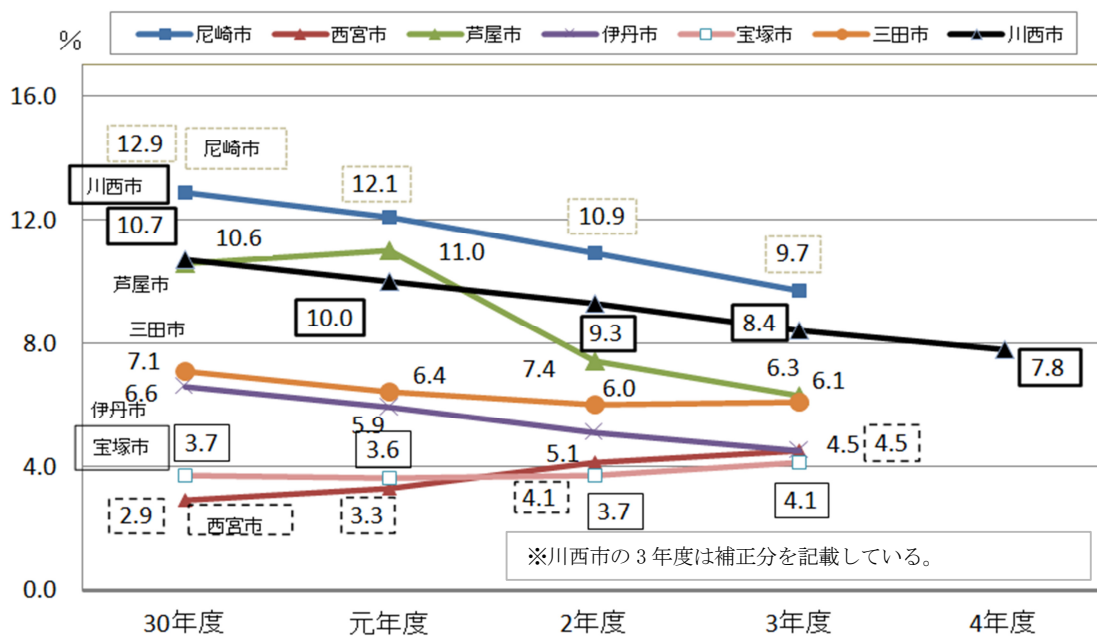
阪神7市における実質公債費比率及び将来負担比率〔平成30～令和3年度(川西市のみ4年度まで)〕の推移は、次のとおりである。

※ 総務省の「地方財政状況調査資料」等により作成

阪神7市：尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市

(1) 実質公債費比率

実質公債費比率の年度別推移 (阪神7市)



(2) 将来負担比率

将来負担比率の年度別推移 (阪神7市)

